

事例集

障害を理由とする

「不当な差別的取扱い」

社会的障壁を除去するための

「合理的配慮」

平成28年3月
京都市保健福祉局

この事例集について

- 障害のある人は、心身の障害だけでなく、様々な社会的障壁（バリア）によって、日常生活や社会生活を送るうえで制限を受けています。

平成28年4月に施行される障害者差別解消法は、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、社会的障壁の除去について「合理的配慮」を提供することを義務付けています。障害の有無に関わらず、平等な機会等を確保しようとするものですので、これに反することは「障害を理由とする差別」になります。

- 本市においても、障害のある市民の方々が行政サービスの受け手として、また、行政の協働のパートナーとして、本市の業務に関わることは、少なくありません。

そこで、それぞれの職員やそれぞれの局区等が適切に対応する必要があることから、全市を対象とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」（以下「対応要領」という。）を策定し、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方を示すとともに、その具体例について、それぞれの障害の特性と併せてこの事例集に示すこととしました。

是非、対応要領と事例集を併せて業務に活用してください。

- この事例集には、具体例以外にも、実際の対応に際して必要な判断の視点、好事例や庁内の実施例、当事者や家族の声その他参考情報も記載しています。

- 今後、この事例集は、障害を理由とする差別に関する相談事例や対応事例等を継続的に収集する中で、障害のある市民の方々へのより良い対応を図るため、随時、充実を図っていきたいと考えています。

なお、それぞれの所管業務に即した、より個別具体的な対応が求められる場合は、必要に応じ、別途、各所管課等において個別にマニュアルを作成するなどにより対応してください。

<目次>

1	不当な差別的取扱いの具体例	1
2	障害の特性	2
3	合理的配慮の具体例	3
4	実際の対応に際して必要な判断の視点	6
5	好事例・庁内の実施例	8
6	当事者の声	10
7	参考情報	11